

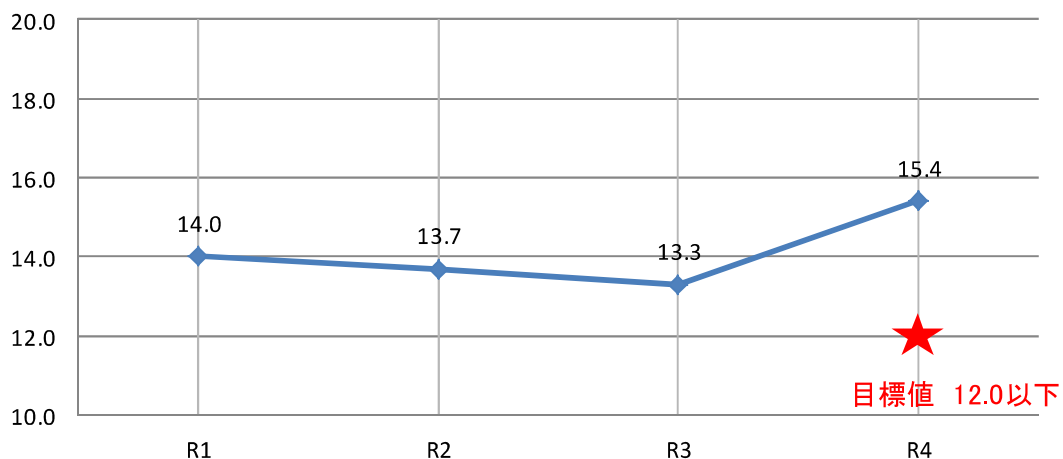


3 第三次計画の目標との比較

(1) 人口動態統計による本市の自殺死亡率の比較

| 項目 | 第三次計画 目標値 | 推移 | | | | |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------|
| | R4年 (2022) | R1年 (2019) | R2年 (2020) | R3年 (2021) | R4年 (2022) | 4年平均 |
| 自殺者数 | 92人相当 | 111人 | 105人 | 105人 | 121人 | 111人 |
| 自殺死亡率 | 12.0以下 | 14.0 | 13.7 | 13.3 | 15.4 | 14.1 |

【本市の自殺死亡率の推移】



本市の第三次計画目標値は、令和4（2022）年の自殺死亡率12.0以下（自殺死亡者数92人相当）でした。

推移では、令和1（2019）年の14.0から、令和2（2020）年～令和3（2021）年と減少傾向にありましたが、令和4（2022）年の自殺死亡率は15.4（自殺死亡者数121人）と増加しました。令和4（2022）年目標値の12.0以下を大きく上回っています。

自殺者数は、経済状況などの社会情勢の変化に大きく影響を受けることから、今後もより一層の対策を進める必要があります。

～コラム～

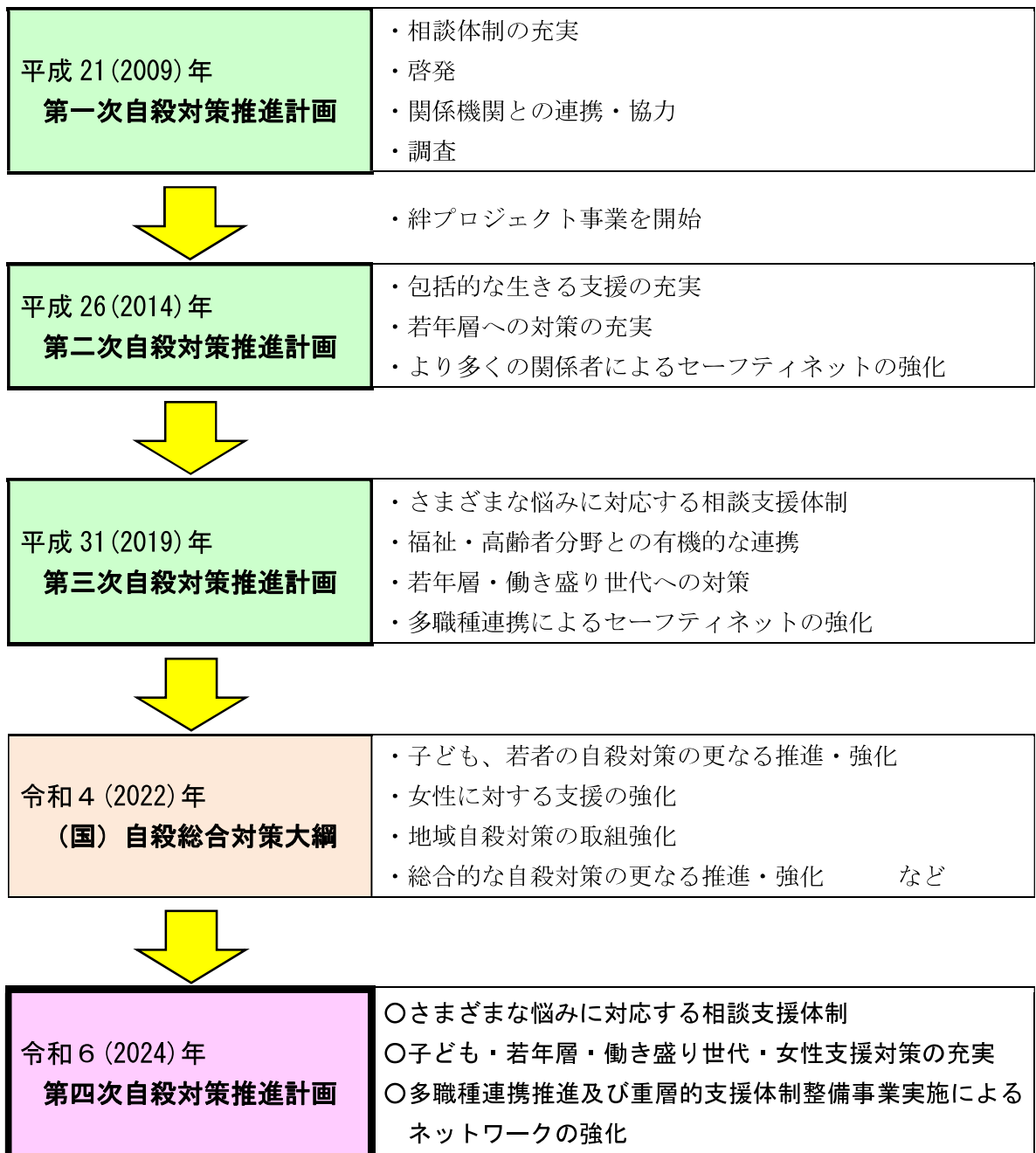
作成中



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

第四次計画では、第三次計画の事業を踏まえつつ、さまざまな悩みに対応する相談支援体制、子ども・若年層・働き盛り世代・女性支援対策の充実、多職種連携推進及び重層的支援体制整備事業実施によるネットワークの強化を図り、本市の自殺対策を総合的に推進していきます。



2 基本理念

孤立を防ぐ

～ひとりじゃないよ、大丈夫。～

令和5(2023)年6～7月に実施した自殺対策に関するアンケート調査によると、回答者のおよそ35人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しています。また、1つの自殺には10倍の未遂があるといわれており、更に自殺や自殺未遂による家族や友人等周辺の心理的影響を考慮すると、自殺は一部の人の問題ではなく、きわめて大きな社会問題の一つとなっています。

自殺に至る心理として、さまざまな悩みや負担、喪失感が重なることで、絶望し、人生に悲観し、誰かに助けを求めることを考えられなくなる等、心理的視野狭窄に陥っているといわれています。自殺に追い込まれるということは、状況によっては、誰にでも起こりうることなのです。

本市では、「孤立を防ぐ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～」を基本理念と定め、身近な人同士の支えあいと地域のセーフティネットを両輪とした孤立を防ぐための施策を展開し、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指します。



3 施策の体系

【 計 画 目 標 】
浜松市の自殺者が一人でも少なくなることを目指します。
【 数 値 目 標 】
令和9(2027)年自殺死亡率 12.0 以下

◆ 基本理念 ◆

孤立を防ぐ
ひとりじゃないよ
大丈夫

◆ 重点施策 ◆

- 1
安心して暮らすための
包括的支援の充実
- 2
子ども・若年層・働き
盛り世代・女性支援
対策の充実
- 3
多職種連携推進及
び重層的支援体制
整備事業実施による
ネットワークの強化

◆ 分野別施策 ◆

- I 相談、支援体制の充実**
- (1) きめ細かな相談体制づくり
 - (2) 自殺のリスクの高い人への支援
 - (3) 遺された人への支援
 - (4) こころの緊急支援活動
 - (5) 妊産婦等女性への支援
 - (6) 適切な精神保健福祉医療サービスの提供
- II 教育、啓発の促進**
- (1) 学校における心の健康づくり
 - (2) 地域における心の健康づくり
 - (3) 職場におけるメンタルヘルス対策
 - (4) 自殺の実態把握
- III 人材養成、環境整備等の促進**
- (1) ゲートキーパー養成
 - (2) 民間団体等への支援
 - (3) 人材の養成・資質向上への支援
 - (4) こころの健康支援の環境整備及びこころの健康づくりの促進
- IV 多職種連携の推進及び重層的支援体制整備事業の実施**
- (1) 支援者同士のネットワークの構築
 - (2) 重層的支援体制整備事業の実施
 - (3) 地域の実践的な取組支援の強化
 - (4) 気づきと見守りの促進

第4章 重点施策

1 安心して暮らすための包括的支援の充実

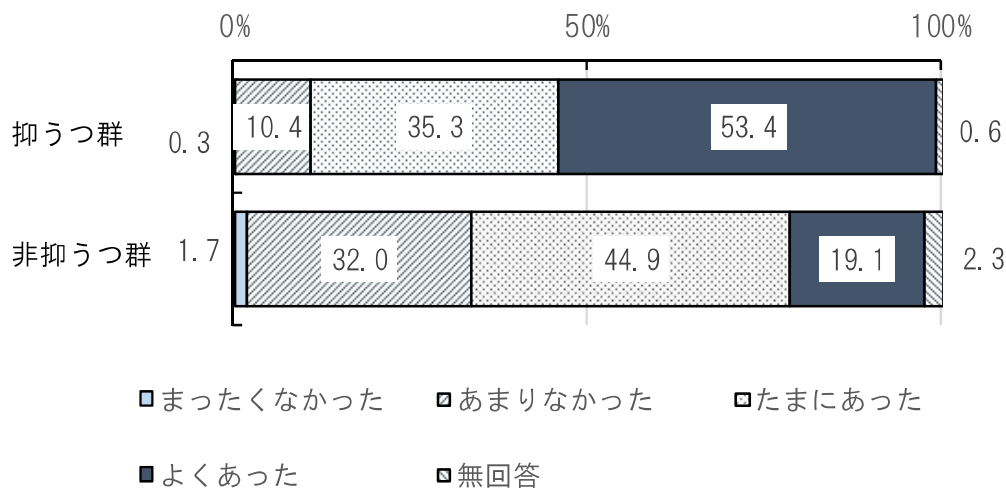
対策の必要性

自殺対策に関する市民アンケート調査では、抑うつ傾向が見られる人ほど、「相談したいが相談できないでいる」、「相談する人が誰もいない」と回答しています。

こうしたことから、心理的に追い込まれる前に、地域の中で気軽に話をする人々や行政、民間の窓口において、相談者の自殺のサインに気づき、悩み事や困りごとに応じた相談窓口につないでいくことが求められます。

また、本市の地域自殺実態プロファイルでは、高齢者の生活苦・病苦・介護疲れなどによる自殺割合が高いため、高齢者を対象とした健康づくり、介護人材の確保、生活支援体制づくりなど、安心して暮らすための包括的支援の充実が求められます。

【抑うつ群・非抑うつ群別】悩みやストレスの有無



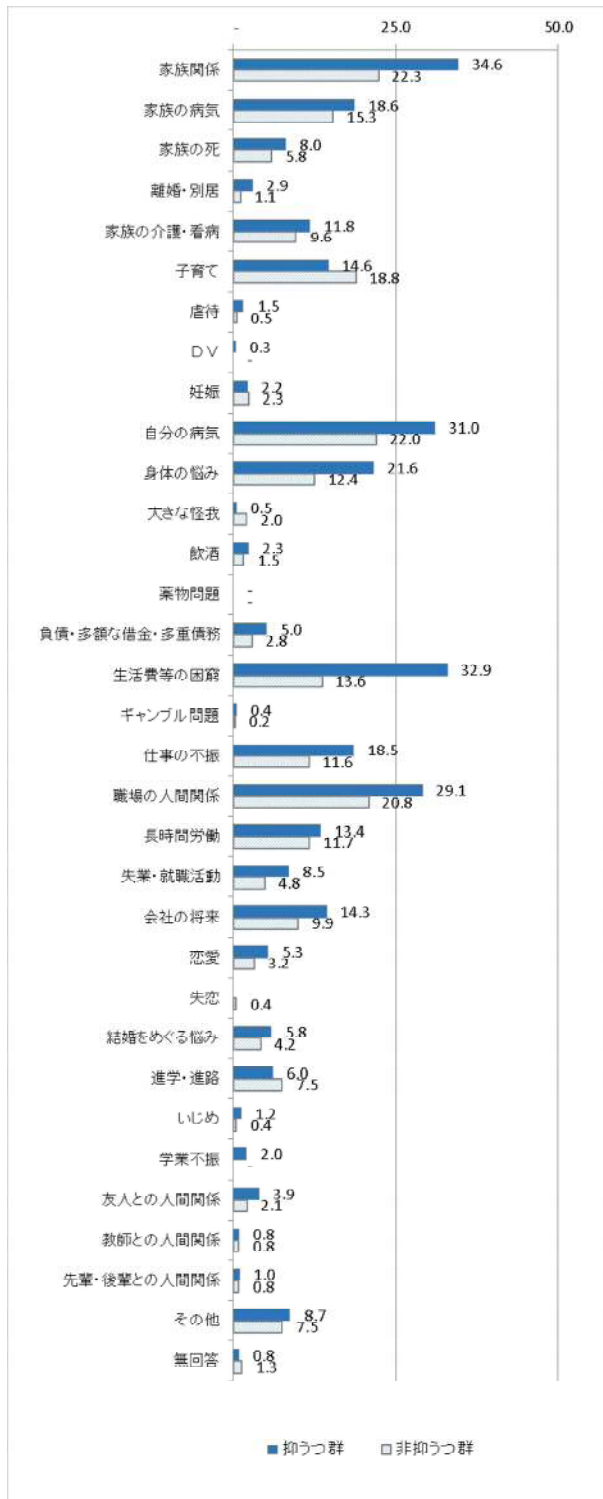
(資料: 自殺対策に関する市民アンケート調査)

※ 「自殺対策に関するアンケート調査」項目におけるCES-D（一般人における「うつ病」を発見することを目的として、米国国立精神保健研究所により開発された簡便に使用できるうつ病の自己評価尺度）の得点が16点以上を抑うつ群とし、15点以下を非抑うつ群としました。

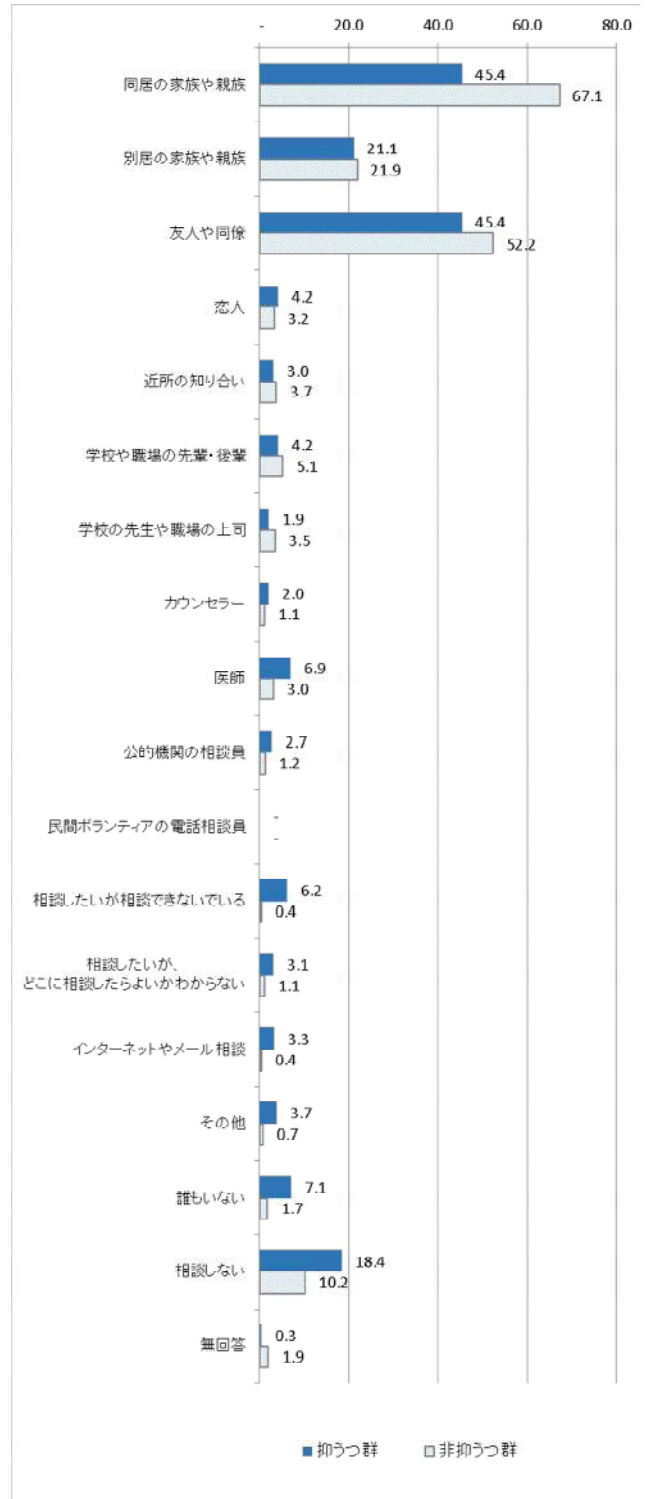


【抑うつ群・非抑うつ群別】悩みやストレスの原因、相談先（複数回答可能）

【原因】



【相談先】



(資料:自殺対策に関する市民アンケート調査)

本市の取り組み

地域で共に支え合い、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりの更なる推進を図ります。

◆ さまざまな悩みに対応する相談支援体制の充実

地域のさまざまな分野の関係機関と密接に連携し、きめ細かな相談・支援を行うことができる体制の充実を図ります。

◆ ゲートキーパー等の人材養成及び教育、啓発

さまざまな悩みに対応する相談機関の相談員に対し、ゲートキーパーとしての人材養成をするほか、自殺に関する正しい知識の教育や啓発等、自殺を予防する更なる取り組みを行います。

◆ こころと体の健康づくり

生活の質の向上を図ることにより、すべての市民が健康で明るく生活できるよう、心と体の健康づくりを支援します。

◆ 生活支援体制づくりの推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが、地域における多様な主体によるさまざまな生活支援を選択できる地域づくりに取り組むとともに、見守り・支援体制の拡充を図ります。

◆ 遺された人への相談・支援

自殺により遺された家族や職場の同僚などに対するこころのケアなどの相談・支援を行います。

◆ こども家庭センターの設置

児童福祉と母子保健の一体的な提供を行う「こども家庭センター」を設置し、妊産婦・子育て世代・子どもに対し、ワンストップで包括的な相談支援を行います。



2 子ども・若年層・働き盛り世代・女性支援対策の充実

若年層・働き盛り世代^{*}の全国の自殺死亡率は、近年、他の年齢層が減少傾向を示している中で、増加傾向を示しており、若年層・働き盛り世代における自殺の問題は深刻さを増しています。

本市においても若年層・働き盛り世代の自殺死亡率は他の年代に比べて全国平均に近い値であり、重点的な対策が必要です。

また、国の自殺総合対策大綱では、女性の自殺の増加や、小中高生は過去最多の水準であることが指摘されるなど、女性や子どもに対する支援の推進・強化が求められています。

(1) 子ども・若年層 ～こころの健康づくりの教育～

対策の必要性

思春期は、大人になる過程で誰もが通過する時期です。

親に反抗したり、自分自身のことが嫌になったり、自分はどのように生まれてきたのだろうと悩んだり、それまでの自分とはまるで違った自分になってしまったように感じる時期でもあり、反抗期や親離れを経験しながら、自分らしく生きるためのアイデンティティ（自己同一性）の確立に向かって取り組み始める時期である反面、精神的な葛藤や不調和をきたしやすい時期でもあります。

次代を担う思春期の子供たちが成長する過程において、将来にわたってこころの健康を保持するためにも、教育や啓発を行う必要があります。

^{*}若年層・働き盛り世代：本計画では、若年層を10代、働き盛り世代を20～40代としています。

本市の取り組み

学校との連携により、子ども・若年層への教育や啓発、相談支援・連携体制の充実を図ります。

◆ こころの健康の保持・増進の取り組み

子どものためのストレスマネジメント、教職員のための思春期メンタルヘルスリテラシー等、こころの健康の保持・増進などの取り組みを実施します。

◆ 学校領域での多職種連携の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、多職種が連携した相談支援体制を推進します。

《子供のこころの健康づくりの取り組みと危機介入》

| | | 各学齢における特性 (文部科学省HPより) | メンタルヘルスに関する 予防的取り組み | 危機介入 |
|-----|-----|--|---|---|
| 小学生 | 低学年 | <ul style="list-style-type: none"> 善悪の判断ができる 言語能力・認知能力の高まり | <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 (以降中学生まで) | <p>事件・事故に対する こころの緊急支援活動</p> <p>⇒市内の学校等において発生した事件・事故等に遭遇した児童・生徒等の心理的な被害の拡大防止及びストレス障害の軽減を図ります。</p> |
| | 中学年 | <ul style="list-style-type: none"> 抽象的思考の芽生え 他者の視点による理解 | <p>子どものストレスマネジメント教室</p> <p>⇒子供たちがストレスに関する知識を学び、ストレスとうまく付きあえるようになることを目指します。</p> | |
| | 高学年 | <ul style="list-style-type: none"> 集団生活での役割や責任の増大 | <p>いのちをつなぐ手紙事業</p> <p>⇒子供たちが「いのち」をテーマに作文を書くことにより子供たちに「いのち」の大切さについて考える機会を提供します。</p> | |
| 中学生 | | <ul style="list-style-type: none"> 思春期 自意識と客観的事実の違いに直面・葛藤 | <p>教職員のための 思春期こころのケア研修</p> <p>⇒教職員が子供たちのストレスサインを読み取り、子供たちと適切な関わりができるようになることを目指します。</p> | |



(2) 働き盛り世代 ～生きづらさを抱える人の支援と雇用環境の整備～

対策の必要性

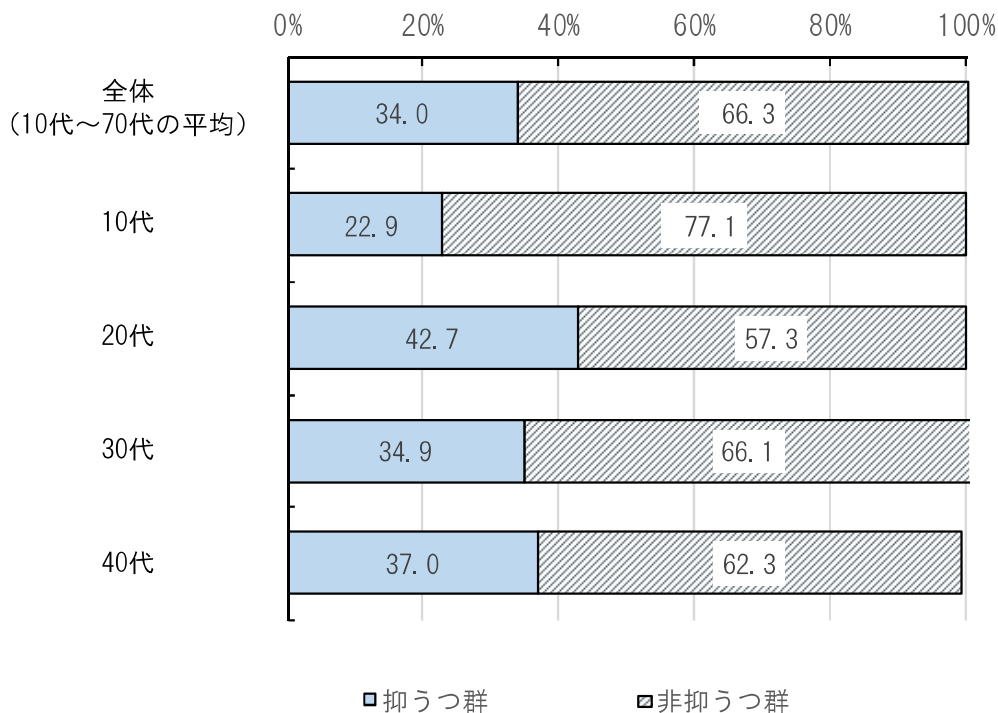
本市の自損行為(自殺未遂)の状況は、20～40代で多い傾向が見られ、アンケート調査においても、20代は抑うつ群の割合が高い状況が見られます。

この時期は、学校生活から就職、社会人へと環境が変わる時期であり、生きづらさを抱える人などに対しては、切れ目のない相談支援が必要な時期でもあります。

働き盛りである20～40代への対策は、企業の産業保健分野と連携し積極的な推進を図ることや就労にかかる相談支援の充実を含めた雇用環境の整備等、若者に対する相談支援策を社会全体で推進していく必要があります。

また、本市の地域自殺実態プロファイルでは、働き盛り世代の、職場の人間関係、パワハラ、過労などによる自殺割合が高いため、関係機関との連携による自殺対策の推進が求められます。

【年代別】抑うつ群・非抑うつ群



(資料:自殺対策に関する市民アンケート調査)

本市の取り組み

関係団体などとの連携により、働き盛り世代への教育や啓発、相談支援体制の充実を推進し、自殺リスクの低減を図ります。

◆ 若者相談支援機関との連携による相談支援

社会生活をうまく送ることができない、または就労に結びつかない等、生きづらさを抱えている人には、若者相談支援の窓口や地域若者サポートステーションなどと連携し、学齢期から切れ目ない相談支援を行います。

◆ 自殺対策における企業への研修等支援

企業と連携し、各企業におけるこころの健康づくりやゲートキーパー研修を実施したり、小規模事業場の労働者に対する産業保健サービス等を提供している浜松地域産業保健センターの周知を図るなど、雇用環境の整備をします。

◆ 育児に関わる相談支援

妊産婦や育児に関わる父親などに対する相談支援を実施し、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。



(3) 女性 ～女性特有の視点を踏まえた支援の充実～

対策の必要性

国の自殺総合対策大綱において、女性の自殺が2年連続増加していることが指摘されており、女性に対する支援の強化が求められています。

身体的・精神的な悩みや不安を抱えた妊産婦や、コロナ禍で顕在化したさまざまな困難・課題を抱える女性など、きめ細やかな支援が必要です。

《全国の自殺者数の推移》

自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和2年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和3年は女性の自殺者数が2年連続で増加。



(国自殺総合対策大綱より)

本市の取り組み

状況に応じて心身の状況把握・助言・情報提供等を行い、いつでも相談できる相談先としてつながって支援を行います。

◆ 女性への相談支援

女性の健康相談ダイヤルやこども家庭センターなど、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添って、女性特有の視点も踏まえたきめ細やかな相談支援を行います。

◆ こんにちはマタニティ訪問

妊娠8か月頃の妊婦やその家族等に対し、家庭訪問等で出産に向けて心身の状況把握及び助言や子育て支援に関する情報提供等を行い、出産や産後の子育て等の不安の軽減を図るとともに、家庭訪問等による面談を実施することで、いつでも相談できる相談先としてつながり、子育ての孤立を防止します。

◆ 産婦健康診査の実施

産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、「産後うつ」の予防、早期発見や新生児の虐待予防等を図ります。

◆ こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対し、家庭訪問等で母子の健康状況、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供をなど行うことで、家庭の孤立を防ぎ、乳幼児等の健全な育成環境を確保します。

◆ 産後ケア事業

産後1歳未満の母親とその乳児であって、産後退院直後等支援の必要な母子を対象に、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援を実施します。



3 多職種連携推進及び重層的支援体制整備事業実施による ネットワークの強化

対策の必要性

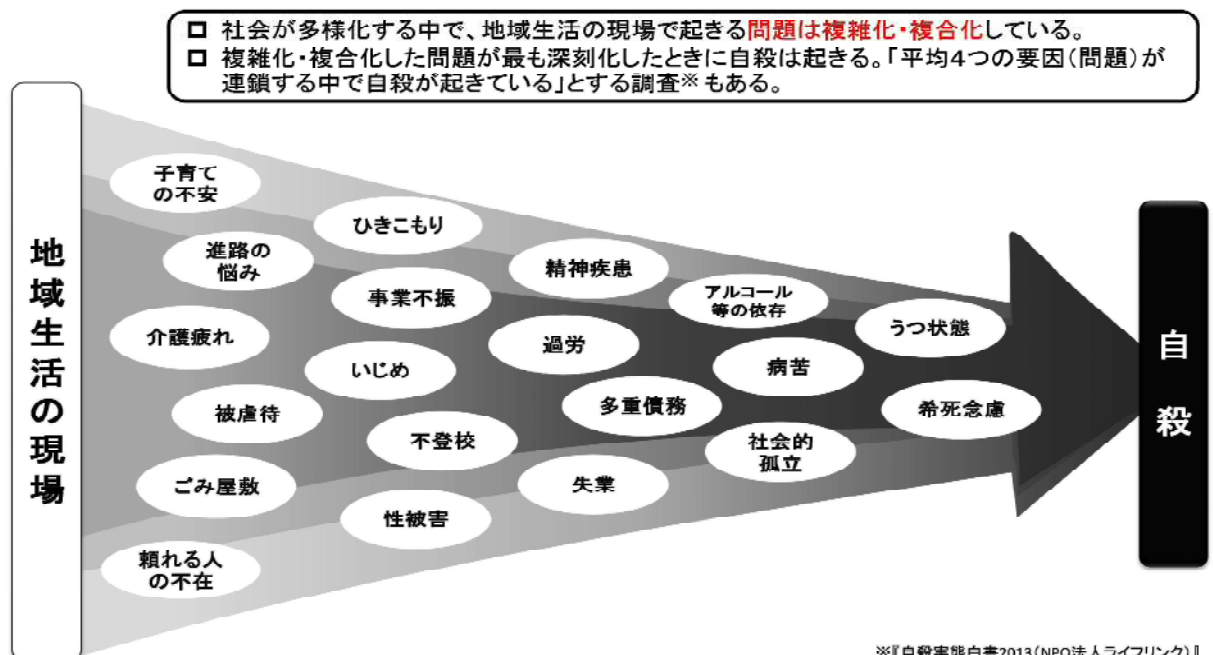
自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題、地域・職場の在り方の変化等さまざまな要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。

自殺を防ぐためには、医療・福祉の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む地域における取り組みが重要です。また、このような取り組みを実施するためには、さまざまな分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

同時に、それぞれの主体が果すべき役割を明確化・共有化し、相互の役割を認識して対応することが求められますが、個人情報取り扱いなどが連携の妨げになっていることも課題となっています。

複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きやすく、平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きているという調査報告もあることから、このような自殺リスクの高い人に対して、多職種が連携した支援や重層的支援体制整備事業の実施が求められます。

【自殺の危機要因イメージ図】



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

(厚生労働省：市町村自殺対策計画策定の手引より)

本市の取り組み

地域を支える専門職の多職種連携による支援体制の強化や重層的支援体制整備事業を実施します。

◆ 地域を支える専門職の多職種連携による支援

スクールソーシャルワーカーの配置による学校と家庭や地域との連携、福祉機関等との協働体制の強化や、地域福祉のコーディネートを行うコミュニティソーシャルワーカーの配置による地域福祉活動の推進支援、他団体との連携推進を行う事で、多職種連携による支援体制の強化を図ります
また、中山間地域において訪問相談支援事業を実施します。

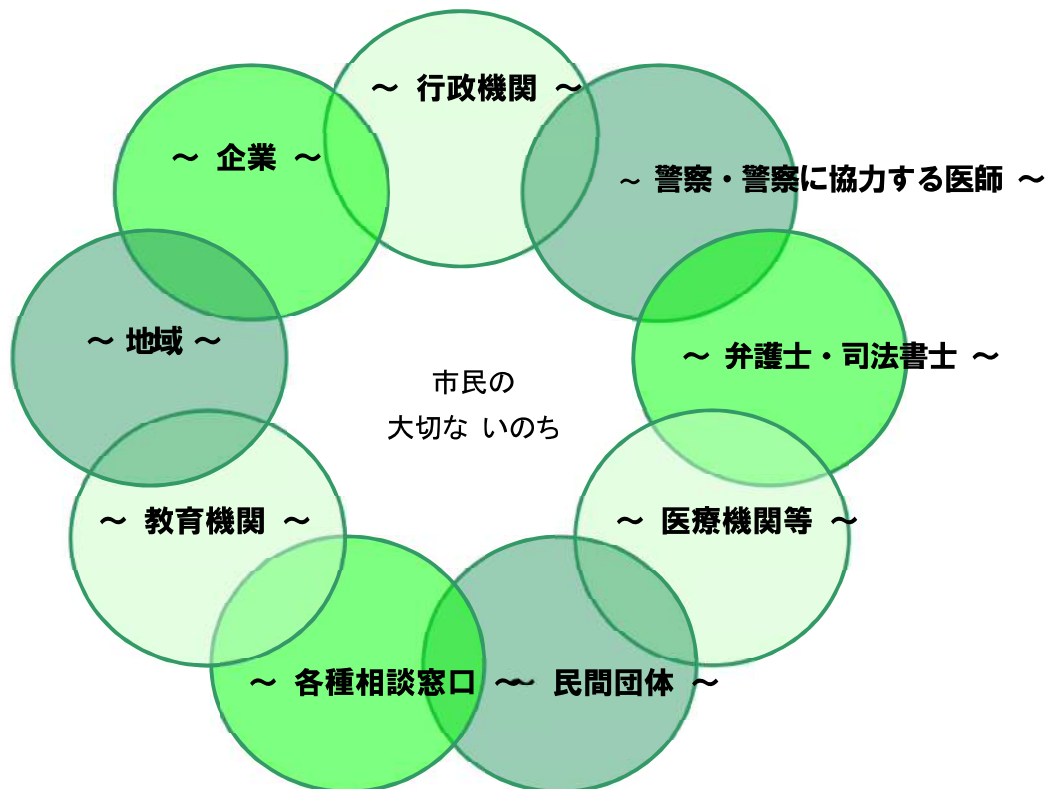
◆ 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、重層的支援体制整備事業により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

◆ 自殺未遂者対策

自殺ハイリスク者支援体制検討会議・医療連携検討会議を開催するほか、若年層自殺未遂者に対して訪問相談支援事業を実施します。

《さまざまな分野の連携による本市の自殺対策》

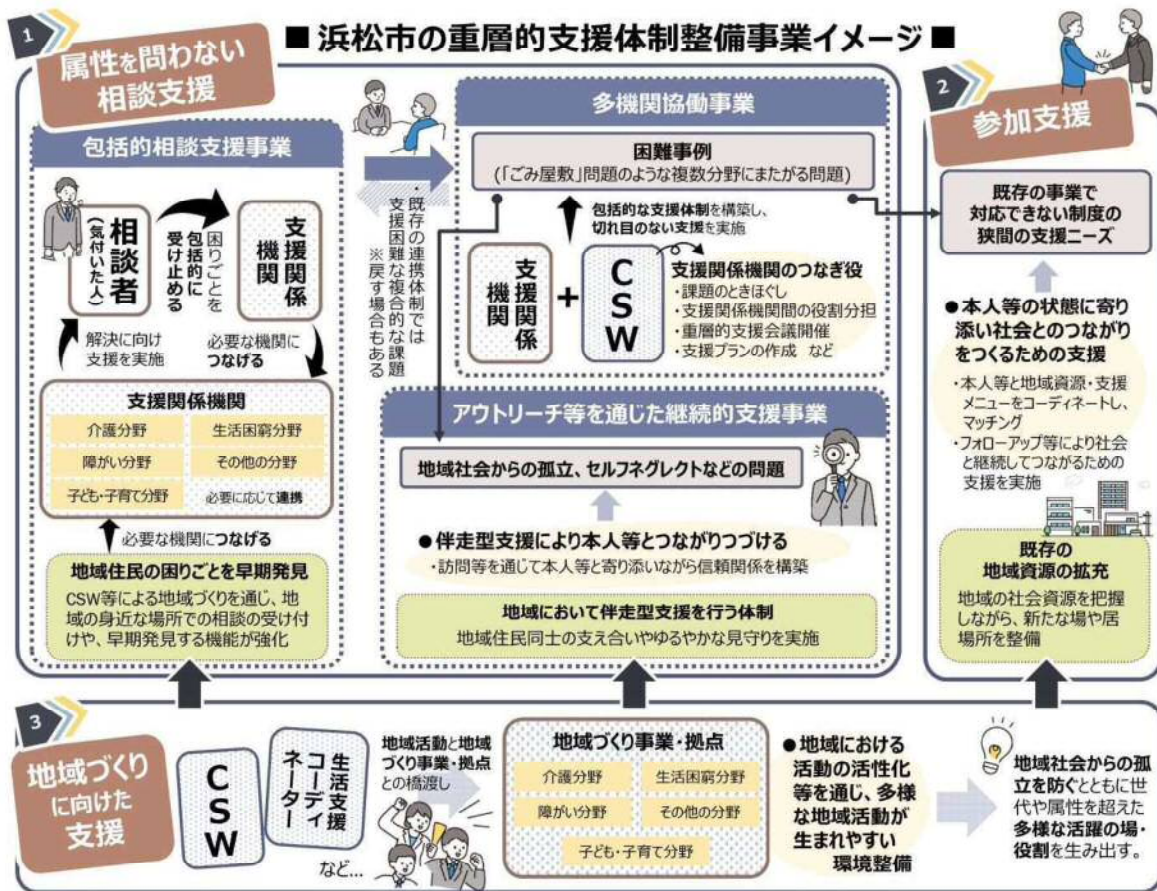




社会福祉法 「包括的な支援体制の整備」と「重層的支援体制整備事業」の法的位置付け



(厚生労働省の資料をもとに浜松市福祉総務課が作成)



(浜松市地域福祉計画より)

～コラム～

作成中



第5章 分野別施策

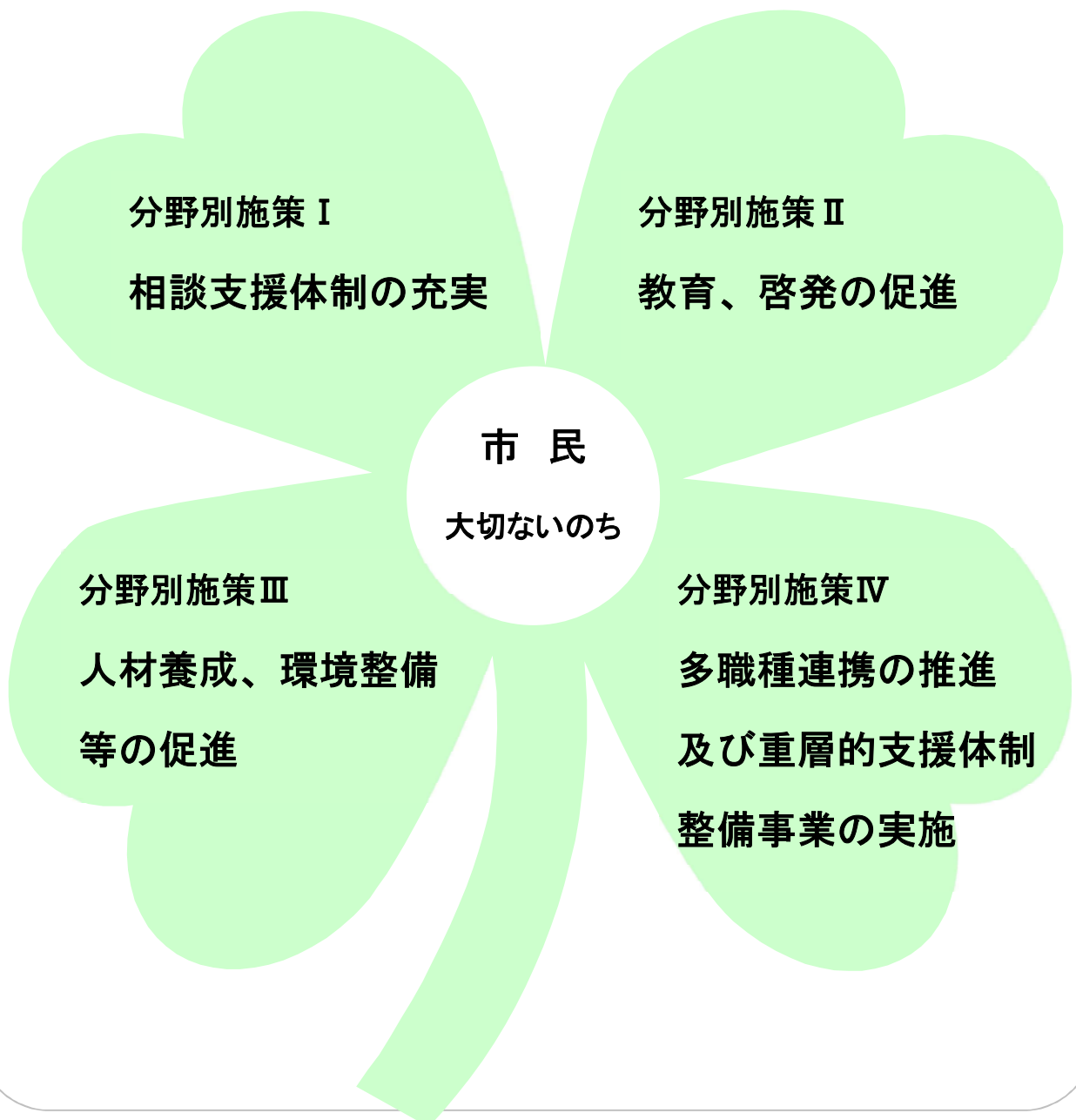
本計画を総合的に推進するため、4つの分野別施策体系のもと、関係課は関連事業を推進していきます。

基本理念

孤立を防ぐ ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～

重点施策

- 1 安心して暮らすための包括的支援の充実
- 2 子ども・若年層・女性支援対策の充実
- 3 多職種連携推進及び重層的支援体制整備事業実施によるネットワークの強化



1 相談支援体制の充実

(1) きめ細かな相談体制づくり

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|---------------------|
| | いのちをつなぐ手紙の実施 | 悩みや不安を抱えている市民の方からの手紙に対し、専門の職員が本人の気持ちに寄り添いながら相談対応する。また、子供たちから「いのち」に関するメッセージを募るとともに、寄せられたメッセージは、ラジオ放送やインターネットホームページ、小冊子、パネル展等で紹介し、「いのち」について深く考える機会を提供する。 | 健康医療課 精神保健福祉センター |
| | さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置と周知 | 市民のさまざまな悩みに対応する相談を関係各課で実施する。また、各相談窓口担当者に、ゲートキーパー研修を受講させることにより日常の相談業務において、自殺のリスクの高い人の早期発見に努める。 | 庁内各課 |
| | 相談機関一覧表の作成・配布 | 相談機関一覧表を作成・配布し、周知を図る。 | 健康医療課 |

～ 若年層に対する相談 ～

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------------------|---|------------------|
| | いじめ子どもホットラインの設置 | 小中高校生とその保護者からのいじめに関する相談を、24時間体制で受け付ける。 | 教育支援課 |
| | いじめ対策等専門家チームの設置 | 学校におけるいじめ問題等に対して、学校や教育委員会が迅速かつ適切に対応するため、専門的な指導や助言等を行う。 | 指導課 |
| | いじめ問題対策連絡協議会の開催 | 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び関係団体の連携により、いじめ防止等の対策を図る。 | 青少年育成センター |
| | 学校ネットパトロールの実施 | ネット上にある子供たちの書き込みを確認し、いじめや問題行動等の対策に役立てる。 | 指導課、市立高校 |
| | 子どものこころの健康づくり地域体制整備検討会議の開催 | 子どものメンタルヘルス支援に関し、教育・医療等の関係者による協議を通じて、予防教育の充実と早期支援の強化を図る。 | 精神保健福祉センター、教育支援課 |
| | スクールカウンセラーの学校への配置 | 市立小中高校等にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒とその保護者からのいじめや不登校、問題行動等の相談に対応する。 | 教育支援課 |
| | スクールソーシャルワーカーの配置 | 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関との連携調整を図り、多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげる。 | 指導課 |
| | 地域若者サポートステーションはままつ事業の実施 | ニート等の若者の職業的自立支援のため、若年無業者等に対し、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、就労などの進路に結びつける。 | 産業振興課 |
| | 若者相談支援事業の実施 | 15歳から39歳までの若者とその家族からの相談を受け付ける。また、支援機関ガイド「はままつホットナビ」等を作成し、市内の相談支援機関の情報を発信する。 | 青少年育成センター |
| | 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の実施 | 外国人の子供の教育支援に係る関係機関等の連携により、外国人の子供の不就学を生まない取り組み（浜松モデル）を推進する。 | 国際課 |



浜松市自殺対策推進計画

～ 若年層に対する相談（続き） ～

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|---------------------|--|------------|
| | 発達障害者支援センター運営事業の実施 | 発達障害者に対する総合的な支援を行う拠点として、浜松市発達相談支援センター「ルピロ」を運営し、発達障害に関する各般の問題について発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携を強化することにより、発達障害者及びその家族等の福祉の向上を図る。 | 子育て支援課 |
| | はますくヘルパー利用事業の実施 | 妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて、身近に相談できる人がおらず、家事や育児を行うことが困難である人を援助する育児支援ヘルパーが、家事又は育児支援及び相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施し、負担の軽減と家庭や地域での孤立感の解消を図る。 | 子育て支援課 |
| ⑧ | ヤングケアラー支援推進事業の実施 | ヤングケアラーの認知度向上のため、市民向け・専門職向け研修を定期的実施する。 ヤングケアラーの身体的・精神的負担を軽減するため、ヤングケアラーコーディネーターが相談に応じ、必要に応じてヘルパー派遣、通院時の通訳支援等を関係機関と連携しながら実施する。 | 子育て支援課 |
| | 若年層自殺未遂者訪問相談支援事業の実施 | 10代の自殺未遂者に対し、身体科救急治療受療後の継続的な訪問相談を行い、自殺再企図の防止を図る。 | 精神保健福祉センター |

～ 高齢者等に対する相談・支援 ～

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|---------------------|--|---------|
| | 高齢者に関する相談の実施 | 区役所や地域包括支援センターで、本人や家族等から高齢者に関する各種相談に応じる。 | 高齢者福祉課 |
| | 地域包括支援センター運営事業の実施 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターを設置し、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士、保健師等を配置して、地域の高齢者の総合相談・支援業務等を一体的に実施する。 | 高齢者福祉課 |
| | 地域包括支援センター冊子の作成・配布 | 高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターを周知するため、パンフレットやリーフレットを作成し、関係先に配布する。 | 高齢者福祉課 |
| | 障がい者相談支援センター運営事業の実施 | 障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行うことで、自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。 | 障害保健福祉課 |

～ 生活支援の充実 ～

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------------------|---|------------|
| | ひとり親家庭等生活向上事業の実施 | ひとり親家庭等に対し、各種生活支援講習会を開催する。また、講習会後に悩み事相談会を実施するなど、ひとり親家庭等の交流・情報交換の機会を設け、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図る。 | 子育て支援課 |
| | 児童虐待・性的マイノリティに関する講座や研修会の実施 | 子供、性的マイノリティなどを含めた、身近にあるさまざまな人権に関わる課題についての講座や研修会を開催することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、市民の人権意識の向上を図る。 | 人権啓発センター |
| | 生活保護制度の活用 | 資産や能力など、あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立に向けた援助を行う。 | 福祉総務課 |
| | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の実施 | 地域福祉のコーディネートを行うCSWを配置し、個別相談への対応や地区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動の推進の支援を行うとともに、他団体との連携を推進し、地域のさまざまな福祉課題の解決につなげる。 | 福祉総務課 |
| | ひきこもり対策推進事業の実施 | ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの相談に応じ、本人の安心感や自身の回復につながるよう、適切な助言を行うとともに、本人を中心とした支援者の連携を推進する。 | 精神保健福祉センター |
| 新 | ささえあいポイント事業の実施 | 高齢者の社会参加を奨励・支援し、地域貢献意識や介護予防意識の向上を図るため、ボランティア活動をした65歳以上の市民等に対し、換金・寄付が可能なポイントを付与する。 | 高齢者福祉課 |
| 新 | シルバー人材センターの活動支援 | 高齢者の知識や技術を生かした地域社会での高齢者の就業活動を推進する、（公社）浜松市シルバー人材センターを支援する。 | 高齢者福祉課 |
| | 生活支援体制づくり協議体の運営 | 地域のさまざまな関係者により、地域住民のニーズや地域資源等の把握を行うとともに、情報の共有を図り、地域課題について協議を行う。また、ボランティア団体やNPO法人などに生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、提言や進言を行う。 | 高齢者福祉課 |
| | 外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業の実施 | 養育や保健医療等の課題に対し、母国語で相談できる心理相談員の設置や精神科医療機関への同行通訳を通してメンタルヘルスの支援環境を整える。 | 精神保健福祉センター |

～ 就労相談・支援の充実 ～

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|---------|
| | 地域若者サポートステーションはままつ事業の実施 | （再掲） | 産業振興課 |
| | 生活困窮者自立支援事業の実施 | さまざまな要因で生活にお困りの方を対象に、生活や経済的な課題などに関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた寄り添い型支援を行う。 | 福祉総務課 |
| | 障害者就労相談事業の実施 | 障がいのある人からの就労に関する相談に応じ、就職に向けた助言や適切な支援機関の紹介等を行い、就労による自立した生活や社会参加を支援する。 | 障害保健福祉課 |



(2) 自殺のリスクの高い人への支援

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|--------------------------|---|------------|
| | 中山間地域訪問相談支援事業の実施 | 中山間地域における社会的な孤立を防ぐため、精神保健福祉士等の専門相談員が訪問相談支援を行う。また、地域の支援者と連携しながら、その人らしい暮らしの実現をサポートする。 | 精神保健福祉センター |
| | 若年層自殺未遂者訪問相談支援事業の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |
| ⑨ | 精神科救急医療体制整備に係る事業の県との共同実施 | 精神科救急情報センターや休日・夜間精神医療相談窓口を県と共同設置することにより精神科救急医療体制の充実を図る。 | 障害保健福祉課 |

(3) 遺された人への支援

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|---------------------|---|------------|
| | 自死遺族わかちあいの会の実施 | 自死遺族に対し、安心して話し合える場所を定期的に提供し、自死による悲しみや苦悩をわかちあいできるよう支援する。 | 精神保健福祉センター |
| | 自死遺族相談の実施 | 自死遺族の方が抱える悲しみと向き合いながら、その人らしい生き方を再構築できるよう、面接相談を行う。 | 精神保健福祉センター |
| | 自死遺族相談等のリーフレット作成・配布 | 自死遺族相談やわかちあいの会を案内するリーフレットを作成し、医療機関等の協力を通じ、支援を必要とされる人に配布する。 | 精神保健福祉センター |
| | 自死遺族講演会の開催 | 自死遺族に対する理解や支援の啓発を図るため、講演会を開催する。 | 精神保健福祉センター |
| ⑨ | 遺児等福祉手当等の支給 | 児童の父母等が病氣、災害等により死亡したり、障害(国民年金法施行令別表に規定する1級)の状態になった場合、その遺児または児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、保護者に遺児手当として月額1万円を支給する。また、進級援護金等、該当する学年の児童に対して援護金を支給する。 | 子育て支援課 |

(4) こころの緊急支援活動

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|---|------------|
| | 学校現場におけるこころの緊急支援活動の実施 | 市内の学校等において発生した事件・事故等に遭遇した児童・生徒の心理的な被害の拡大防止やストレス障害の軽減を図るため、教育委員会または学校長の求めに応じ、精神科医師、臨床心理士、保健師等の派遣を行う。 | 精神保健福祉センター |
| | 災害等に対するこころの緊急支援の体制整備 | 災害が発生した際、心理的な被害の拡大防止やストレス障害の軽減を図るため、地域におけるこころのケア体制を官民協働で整える。 | 精神保健福祉センター |

(5) 妊産婦女性等への支援

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|-----------------|---|-------|
| ⑨ | こんにちはマタニティ訪問の実施 | 妊娠8か月頃の妊婦やその家族等に対し、家庭訪問等で出産に向けて心身の状況把握及び助言や子育て支援に関する情報提供等を行い、出産や産後の子育て等の不安の軽減を図る。また、家庭訪問等による面談を実施することで、いつでも相談できる相談先としてつながり、子育ての孤立を防止する。 | 健康増進課 |
| ⑨ | 産婦健康診査の実施 | 産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、「産後うつ」の予防、早期発見や新生児の虐待予防等を図る。 | 健康増進課 |
| ⑨ | こんにちは赤ちゃん訪問の実施 | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、家庭訪問等で母子の健康状況、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供をなど行うことで、家庭の孤立を防ぎ、乳幼児等の健全な育成環境の確保をする。 | 健康増進課 |
| | 産後ケア事業の実施 | 産後1歳未満の母親とその乳児であって、産後退院直後等支援の必要な母子を対象に、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援を実施する。 | 健康増進課 |

(6) 適切な精神保健福祉医療サービスの提供

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|------------|
| | 依存症対策事業の実施 | アルコール、薬物、ギャンブル等の依存の問題を抱える方やその家族に対し、継続的な相談や回復プログラムの実施、家族教室の開催等を通じて、回復に向けた支援を行う。 | 精神保健福祉センター |
| | 精神保健福祉相談、精神保健訪問指導の実施 | 精神疾患のある人やその家族等からのこころの健康に関する相談に応じ、治療や保健福祉サービスの利用に向けた助言等を行うほか、家庭訪問により必要な指導を行う。 | 障害保健福祉課 |



2 教育、啓発の促進

(1) 学校における心の健康づくり

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------------------|---|------------------|
| | 「いのち」をテーマとした取り組み | 小中学校では、特別活動や道徳等の授業の充実を図ることを通じて、自他のいのちを大切に、お互いを尊重しあう心を育くむ。 | 指導課 |
| ⑨ | 教職員向け生徒指導研修の実施 | 生徒指導研修において、学校内での事件・事故発生時における、児童・生徒のこころのケアについて、教職員それぞれが適切な対応を取ることができるよう研修を行う。 | 指導課 |
| | 各学校における養護教諭と児童・生徒との健康相談の実施 | 毎日の業務において、身体的な不調だけでなく、必要に応じて心のケアを含めた健康相談を行う。 | 健康安全課 |
| | 健康相談等の資質向上のための研修会を実施 | 児童生徒の心身の健康問題を発見しやすい立場にある養護教諭に対し、いじめや児童虐待などの早期発見、早期対応、地域の関係機関との連携を果たすコーディネーター等、求められる役割を果たすための研修会を行う。 | 健康安全課 |
| | 子どものメンタルヘルスサポーターの養成 | スクールカウンセラーや地域の臨床心理士等に研修を実施し、子どものためのストレスマネジメント教室や教職員のための児童・生徒のこころのケア研修の講師人材を養成する。 | 精神保健福祉センター |
| | 子どものためのストレスマネジメント事業の実施 | スクールカウンセラーや子どものメンタルヘルスサポーター等が小学校にてストレスとその対処法についての授業を行う。 | 教育支援課、精神保健福祉センター |
| | 児童・生徒のこころのケア研修の実施 | 子どものメンタルヘルスサポーターを講師として小・中学校に派遣し、教員が生徒のストレスサインやこころの不調を早期に発見し、適切な関わりができるよう研修を行う。 | 精神保健福祉センター |
| | 教職員へのこころの緊急支援研修の実施 | 学校内での事件・事故発生時における、児童・生徒のこころのケアについて、教職員それぞれが適切な対応を取ることができるよう研修を行う。 | 精神保健福祉センター |
| | いのちをつなぐ手紙の実施 | (再掲) | 健康医療課、精神保健福祉センター |

(2) 地域における心の健康づくり

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|--------------------|
| | 相談機関一覧表の作成・配布 | (再掲) | 健康医療課 |
| | 自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発 | 9月10日から16日までの自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にあわせて、いのちの大切さや自殺予防に関する市民への普及啓発活動を行う。 | 精神保健福祉センター |
| | 出前講座の実施 | 希望する市民、職域団体等を対象に、こころの健康やゲートキーパー養成等をテーマとした出張講座を実施する。 | 精神保健福祉センター |
| | うつ病家族教室等の開催 | うつ病や統合失調症の家族がいる方を対象に、疾患の知識や対応方法について学習する教室を開催する。 | 精神保健福祉センター、障害保健福祉課 |
| | 障害者相談員事業 | 障がいのある人の家族等の中から市が委託した相談員が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、日常生活及び社会生活を送るための助言や関係機関等への連絡を行う。 | 障害保健福祉課 |
| | 発達障害者支援センター運営事業の実施 | (再掲) | 子育て支援課 |
| | 若者相談支援事業の実施 | (再掲) | 青少年育成センター |
| | 地域若者サポートステーションはままつ事業の実施 | (再掲) | 産業振興課 |

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|---------|------|------------|
| | 出前講座の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |

(4) 自殺の実態把握

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-------------------------|
| | 自殺対策に関する市民アンケート調査・分析 | 定期的に市民アンケート調査を実施し、市民の自殺に対する意識と経年変化の確認により、本市に必要とされる施策の検討に活用する。 | 健康医療課、精神保健福祉センター |
| | 人口動態統計及び警察庁統計の分析 | 人口動態統計や警察庁統計等の公表資料を用いて、本市の自殺の現状について継続的に把握し、自殺者数の経年変化等の動向を分析する。 | 健康医療課、精神保健福祉センター |
| | 自損行為（自殺未遂）分析 | 自損行為（自殺未遂）の救急搬送状況について情報共有と分析を行い、ハイリスクとされる自殺未遂者について、実態を把握する。 | 健康医療課、消防局警防課、精神保健福祉センター |
| | 地域固有の課題等要因別調査 | 自殺リスクにつながる社会的要因に関し、その背景にある地域特有の実情について調査・研究を進める。 | 精神保健福祉センター |



3 人材養成、環境整備等の促進

(1) ゲートキーパー養成

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|------------------|
| | さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置と周知 | (再掲) | 庁内各課 |
| | 健康づくりセンター事例検討会の実施 | 健康づくりセンターに対して、精神疾患を有する方の支援について専門的な立場から助言を行い、知識と対応スキルの向上を支援するとともに、相談現場での適切な関わりを促進する。 | 精神保健福祉センター |
| | 出前講座の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |
| | 庁内メンタルヘルス推進員の養成 | 市役所の庁内職員を対象に、メンタルヘルスの基礎知識やゲートキーパー研修を行い、来庁される市民の方に対するゲートキーパーの役割強化を推進する。 | 職員厚生課、精神保健福祉センター |

(2) 民間団体への支援

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|-------------------|--|-------------|
| | 外国人市民カウンセリング事業の実施 | 多種多様にわたる外国人市民の相談のうち、昼夜を分かたず起こる心の悩み事に対する電話相談を実施するとともに、外国人相談員育成を支援する。 | 国際課 |
| ⑨ | 働き方改革推進事業 | 誰もが働きやすい労働・雇用環境整備の実現に向け、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証や企業へアドバイザーを派遣するなど、ワーク・ライフ・バランス等の働き方改革を推進する。 | 産業振興課 |
| ⑨ | 地域企業の健康経営の促進 | 健康経営セミナーや健康講座の開催、健康経営優良法人認定申請に係る個別サポート、健康経営優良法人に対する優遇措置の実施など、地域企業の健康経営の促進を図る。 | ウエルネス推進事業本部 |

(3) 人材の養成・資質向上への支援

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|--------------------------------|---|------------|
| | 精神障害を理解するための研修の開催 | 行政、医療・福祉機関、教育、労働等の関係機関で精神保健福祉に関連する業務に従事する職員が、精神障害や疾患に対する専門知識を習得できる研修会を開催し、地域支援の技術水準向上を図る。 | 精神保健福祉センター |
| | 児童・生徒のこころのケア研修の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |
| | 健康づくりセンター事例検討会の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |
| | 養護教諭を対象とした健康相談等の資質向上のための研修会の実施 | (再掲) | 健康安全課 |

(4) こころの健康支援の環境整備及びこころの健康づくりの促進

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|------|------------|
| | 外国人子どもと家庭のこころの健康相談事業の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |
| | 災害等に対するこころの緊急支援活動 | (再掲) | 精神保健福祉センター |
| | 健康づくりセンター事例検討会の実施 | (再掲) | 精神保健福祉センター |



4 多職種連携の推進及び重層的支援体制整備事業の実施

(1) 支援者同士のネットワークの構築

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-------------------|
| | 自殺対策連携会議の開催 | 関係機関と行政の連携を深めることを目的とした会議を定期的開催し、自殺対策の具体的な施策を総合的に推進する。また、事業評価や地域の状況等を調査・研究し、地域に根ざした自殺対策の取り組みを検討していく。 | 健康医療課 |
| | 自殺対策連携推進担当課長会議の開催 | 行政の関係課間の連携を深め、自殺対策の具体的な施策を総合的に推進し、自殺対策の啓発を促すことを目的として会議を開催する。 | 健康医療課 |
| | 自殺対策連携推進員の設置 | 行政の各所属における自殺対策を推進し、自殺対策のための行政内及び関係機関との連携を図る。 | 健康医療課 |
| ⑨ | 遺族相談スーパーバイズの実施 | 精神保健福祉センターの職員を対象に、事例検討をとおして遺族支援に対する知識と対応について外部講師のスーパーバイズの機会を設け、相談現場での適切な関わりを促進するとともに、職員の心の健康の維持を図る。 | 精神保健福祉センター |
| ⑨ | 自殺未遂者への初期対応に関する研修の実施 | 救急医療関係者等を対象に自殺未遂者に対する的確な初期対応のスキルを学ぶことを目的に開催する。また、研修を通じて自殺未遂患者支援マニュアルや自殺未遂者ケアに関するガイドライン等を配布し、自殺未遂者への対応等の知識の普及を図る。 | 精神保健福祉センター |
| | 自殺未遂者支援における連携 | 自殺ハイリスク者支援体制検討会議・医療連携検討会議や自殺未遂者支援研修を開催し、救急医療機関、精神科医療機関、産科医療機関、消防局警防課等の行政関係部局が連携し、自殺未遂者の包括的な支援の方策を検討する。 | 精神保健福祉センター、消防局警防課 |
| | 生活支援体制づくり協議体の運営 | (再掲) | 高齢者福祉課 |
| | 地域ケア会議の実施 | 高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。 | 高齢者福祉課 |

(2) 重層的支援体制整備事業の実施

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|----------------|--|-------|
| ⑨ | 重層的支援体制整備事業の実施 | 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、重層的支援体制整備事業により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。 | 福祉総務課 |

(3) 地域の実践的な取組支援の強化

⑨…第四次計画から新たに掲載した事業

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|---------------------------|---|---------|
| | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の実施 | （再掲） | 福祉総務課 |
| | 地域包括支援センター運営事業の実施 | （再掲） | 高齢者福祉課 |
| | 地域包括ケアシステム推進連絡会の開催 | はままつ友愛の高齢者プランの重点施策である地域包括ケアシステムづくりの一環である医療及び介護の連携を推進するため、関係機関との連絡会を開催し、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう協議等を行う。 | 高齢者福祉課 |
| ⑨ | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図る。 | 障害保健福祉課 |
| | 浜松市障がい者基幹相談支援センター運営事業の実施 | 障がい者基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援事業者に対して困難事例の解決に向けた専門的な助言や人材育成等を行うとともに、障がいのある人の地域生活や緊急時の支援体制を整備する。 | 障害保健福祉課 |

(4) 気づきと見守りの促進

| 区分 | 事業・取り組み | 内容 | 担当課 |
|----|---------------------------|--|------------|
| | 中山間地域訪問相談支援事業の実施 | （再掲） | 精神保健福祉センター |
| | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の実施 | （再掲） | 福祉総務課 |
| | 地域包括支援センター運営事業の実施 | （再掲） | 高齢者福祉課 |
| | はままつあんしんネットワークの普及 | ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者に対し、これまで以上に行政や地域、応援事業者等が関わりをもち、高齢者をさりげなく、ゆるやかに見守る活動に取り組む。 | 高齢者福祉課 |
| | 生活支援体制づくり協議体の運営 | （再掲） | 高齢者福祉課 |



～コラム～

作成中

寄稿作成中



寄稿作成中